



# LIFRE

Legal Information Flash Report  
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:http://mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

- ▶ 「JIS」が日本産業規格に名称変更され、法律名も産業標準化法に改正されました。
- ▶ スポーツ選手の移籍と独占禁止法の関係について公正取引委員会が見解を示しました。

## ◇<JIS法改正～工業標準化法から産業標準化法へ>

### 1 JISとは

従来、JISとは、日本工業規格（Japanese Industrial Standards）の略称とされ、鉱工業製品の規格を統一（標準化）することで、製品が多様化・無秩序化することを防止し、経済・社会活動の利便性や、生産の効率性等を高めることをその目的としていました。

### 2 改正の経緯

工業標準化法（JIS法）は、永らく我が国の工業標準化の基盤を為してきました。しかし、現在、情報技術の発達と共に、モノとデータとが結びつくことによって生まれる新たな付加価値に注目が集まっています。また、モノだけでなく、マネジメントやサービス分野でも各種規格が定められているほか、業種を跨いだ国際標準化も進んでおり、標準化を取り巻く環境は、従来から大きく様変わりしています。今回のJIS法改正（本年7月1日施行）は、こうした変化に対応するためのものです。

### 3 改正法の内容

#### (1) JISの対象拡大

標準化の対象を拡大し、データ、サービス、経営管理等を追加しました。

また、「日本工業規格（JIS）」を、「日本産業規格（JIS）」に改め、法律名も「産業標準化法」に改名されました。

#### (2) JIS制定の迅速化

専門知識等を有する民間の機関をJISの制定機関として認定し、当該機関が制定したJISの案については、審議会の審議を経ずにJISとして制定されることとなりました。

#### (3) 違反者に対する罰則強化

認証を受けずにJISマークを使用した法人等に対する罰金刑の上限を、100万円から1億円に引き上げました。

#### (4) 国際標準化の促進

法律の目的に、国際標準化の促進を追記したほか、産業標準化及び国際標準化に対する国、国立研究開発法人・大学、事業者等の努力義務を設けました。

\*

## ◆スポーツ事業分野における移籍制限ルールと独占禁止法について

公正取引委員会は、2019年6月17日、スポーツ統括団体等（スポーツリーグの運営団体など）がス

ポーツ選手等の移籍を制限するルールを定めており、それが場合により独占禁止法に反するおそれがあるとして、同法の解釈に関する見解を示しました。

1 一般に、競争関係にある事業者が、共同して、人材の移籍や転職を相互に制限・制約する旨を取り決めることは、原則として独占禁止法違反となる。そのため、チーム間（チームの所属企業間を含む）で移籍制限ルールが定められれば、**事業活動における競争が抑制**されたり、**事業活動に必要な選手を確保できず新規参入が阻害**されるという弊害が生ずる。

2 他方、スポーツ事業において移籍制限ルールを設ける目的は、①**選手育成費用の回収可能性を確保し、選手育成インセンティブを向上**させたり、②**チームの戦力均衡による競技の魅力を維持・向上**させるという目的があり得る。

3 そのため、移籍制限ルールが直ちに独占禁止法に違反すると解するべきではなく、次のような観点により、かかるルールの合理性・必要性が判断されるべきであり、少なくとも移籍や転職を無期限に制限・制約するルールについては合理性・必要性を認め難い。

- ① 移籍制限ルールにより達成しようという**目的の合理性**
- ② 設定された目的の**達成水準の妥当性**
- ③ 移籍制限ルールと達成しようとする**目的との関連性**
- ④ 移籍制限ルールが課す**制限・制約が合理性ある目的の達成のために真に必要な範囲か**
- ⑤ 目的を達成し得るより**制約的でない他の手段の可能性**

（友成、門屋）

\*\*\*法務トピックス\*\*\*

## ◆改正貨物自動車運送事業法（荷主関連部分）

（令和元年7月1日から施行）

トラック運送事業では、ドライバー不足が深刻化しており、物流機能が滞ることのないよう、**荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正**が行われます。主な改正事項は、①**荷主の配慮義務**の新設、②**荷主への勧告制度**の拡充③**違反原因行為**（トラック運送業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いがある**荷主**に対して、国土交通大臣が「働きかけ」等を行う等です。